項番49「技術者数」と項番50「技能者数」について

※この項では概要を説明します。詳細については、次のページをご覧ください。

・項番49の「技術者」について

○「技術者」の該当者

項番49の「技術者数」に該当するのは次のいずれかに当てはまる方です。

①建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること

②1級もしくは2級の技士補

※技術者を数える際の注意点

ここでいう「技術者」については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

また、1級もしくは2級の技士補（令和3年4月1日以降の施工管理技士試験の一次試験の合格者）についても、それだけの資格では「別紙2　技術職員名簿」の対象者になりませんが、「技術者」要件は満たすことになります。

○技術者の名前を記載する様式について

技術者は資格や実務経験の内容によって、3パターンに分けて考えます。

①経営事項審査を受審する営業所技術者等になれる業種について資格もしくは実務経験がある方 →「別紙2　技術職員名簿」に記載します。
②経営事項審査を受審しない業種についてのみ、営業所技術者等になれる資格もしくは10年の実務経験がある方 →「様式10　CPD単位を取得した技術者名簿」に記載します。
③専任技術者の要件を満たしていないが、1級もしくは2級の技士補の資格を有する方 →「様式10　CPD単位を取得した技術者名簿」に記載します。

※②、③に該当する方がいない場合は、「様式10　CPD単位を取得した技術者名簿」の添付は不要です。

※CPD単位の取得の有無に関わらず、②、③に該当する方がいる場合は「様式10　CPD単位を取得した技術者名簿」の添付が必要となります。

・項番50の「技能者」について

○「技能者」の該当者

項番50の「技能者」に該当する方は以下の通りです。

①施工体制台帳の作業員名簿に記載される方のうち、施工管理のみに従事した者以外の方

※技能者を数える際の注意点

施工体制台帳を作成しない工事においても、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者に該当します。

言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。

実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出ていれば技能者です。

○技能者の名前を記載する様式について

技能者に該当する方は、「別紙2　技術職員名簿」及び、「様式10　CPD単位を取得した技術者名簿」に名前が記載されていたとしても、必ず「様式11　技能者名簿」に名前を記載してください。

※技能レベルの向上者がいない場合や、建設キャリアアップシステムの登録者がいない場合でも、現場で作業に従事する方がいる場合は技能者として数える必要があります。

※現場作業はすべて外注で行っており、自社の職員は施工管理のみを行っている場合などで、技能者が0人になる場合も、「様式11　技能者名簿」は添付してください。その際は様式に「該当者なし」等記載してください。

項番49「技術者数」と別紙2「技術職員名簿」の記載対象者

・項番49の技術者と、別紙2技術職員名簿に記載する技術職員は、以下のとおり対象者が異なります。

	根拠規定 国土交通省告示※1	記載対象者	資　格	備考
項番49 技術者数	第一 四　その他の審査項目 1（八）イ	専任技術者の要件を満たす者 （登録基幹技能者もここに含まれる）	「建設業許可申請の手引き（申請手続編）」参照	一人当たりの単位取得数に応じて評価
		一級若しくは二級の「技士補」	一級又は二級建築施工管理技士補 一級又は二級土木施工管理技士補 一級又は二級建設機械施工技士補　等	
別紙2 技術職員名簿	第一 三　技術力 1（一）	一級監理技術者 （一級資格又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者証の交付を受けている者）	一級建築施工監理技士 一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士 一級建築士（建築士法） 建設・総合技術管理技術士（技術士法）　等	６点
	（二）	一級技術者 （一級資格又は技術士法に基づく資格を有し、（一）以外の者）		５点
	（三）	監理技術者補佐 （建設業の種類に応じ、一級の第一次検定に合格した「一級技士補」で、主任技術者の要件を満たす者(P38参照)）	一級建築施工管理技士補 一級土木施工管理技士補 一級建設機械施工技士補　等	４点
	（四）	登録基幹技能者で(一)～(三)以外の者	登録電気工事基幹技能者　等	３点
		レベル4技能者で(一)～(三)以外の者	建設キャリアアップにおいてレベル4技能者として認定を受けている者	
	（五）	技術者を対象とする二級資格者 技能者を対象とする二級資格者 であって(一)～(四)以外の者	二級建築施工管理技士 二級土木施工管理技士 二級建設機械施工技士（第一種～第六種） 二級建築士（建築士法） 第一種電気工事士（電気工事士法） 一級左官技能士（職業能力開発促進法）　等	２点
		レベル3技能者で(一)～(四)以外の者	建設キャリアアップにおいてレベル3技能者として認定を受けている者	
	（六）	技能者を対象とする二級資格＋実務経験 実務経験 による主任技術者　等	第二種電気工事士（電気工事士法）＋3年実務 電気主任技術者（電気事業法）＋5年実務 給水装置工事主任技術者（水道法）＋1年実務 指定学科卒業＋3又は5年実務 10年実務　等	１点

※建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件

◎網掛け部が対象者についての相違点です。特に、「二級技士補」については、技術職員名簿における評価対象ではないため、「二級技士補」でありCPD単位取得者であるものは様式10「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載します。

◎項番49「技術者数」についても、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合には常勤の役員を、個人である場合にはその個人事業主を含む。）でなければ評価対象になりません。

⇒ 技術職員名簿と同様の常勤性確認をする

項番50「技能者数」の記載対象者

	記載要領（規則）における記載対象者の定義	記載対象者	確認書類	備　考
項番62 技能者数	審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条4号チに規定する建設工事に従事する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数	施工体制台帳のうち、作業員名簿に記載された者から施工管理のみに従事した者を除いた数 ※上記書類を作成した場合に、建設工事に従事する者として記載が想定される者も含みます。（必ずしも施工体制台帳の作成が必要とされる工事に従事した者に対象を限定するわけではない。）	審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿 ※上記書類がない場合は添付不要です。	※施行規則第14条の2第2号チ ⇒施工体制台帳のうち、 元請業者の作業員名簿 同条第4号チ ⇒施工体制台帳のうち、 下請業者の作業員名簿

◎項番50「技能者数」についても、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合には常勤の役員を、個人である場合にはその個人事業主を含む。）でなければ評価対象になりません。

⇒ **技術職員名簿と同様の常勤性確認をする**

別紙三〔その他の審査項目(社会性等)〕の記載要領（建設業法施行規則より）・注意事項

1　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□1 2 のように右詰めで記入すること。

2　4 1「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「１」を、提出していない場合は「２」を、従業員が１人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

3　4 2「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

4　4 3「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

注　項番 4 1 、4 2 、4 3については、従業員ごとではなく事業所ごとに加入しているかどうかの確認を行います。

5　4 4「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

6　4 5「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入すること。

(1)　労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
(2)　勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
(3)　所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
(4)　厚生年金基金が設立されていること。
(5)　法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
(6)　確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
(7)　確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）に規定する企業型年金が導入されていること。

注　項番 4 5 の欄は雇用期間を特に定めることなく雇用された方は、原則としてすべての方が制度の適用を受けなければ「１　有」となりません。

7　4 6「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財）建設業福祉共済団、(一社）建設業労災互助会、(一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法第二七条の二第一項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第九条の六の二第一項又は同法第九条の九第五項において準用する第九条の六の二第一項の規定による認可を受けた共済規定に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

注　項番 4 6 の欄は、次の要件を満たす法定外労働災害補償制度に加入していなければ「１　有」となりません。（保険会社との間で契約を結んでいる場合は、Ｐ72～77 を参考にして保険会社の証明をしてもらうか、保険証券の写しを提出してください。）

- **業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。**
- **直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。（パート・アルバイトも含む）**
- **少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第１級から第７級までに係わる災害の全てを対象とすること。**

上記の補償内容で、共同企業体及び海外工事を除く全工事を補償するものでなければなりません。記名式のものや作業員数の上限があるものは、一般的には上記の要件を満たしていることが確認できないので、対象にはなりません。また、準記名式傷害保険については、政府管掌の労災保険（法定労災）に加入していない場合は、対象とはなりません。

8　4 7「若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況」の欄は、審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15%以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記

入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

9　[4][8]「新規若年技術職員の育成及び確保の状況」の欄は、審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の１％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満 35 歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

10　[4][9]「ＣＰＤ単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前１年のうちに取得したＣＰＤの単位数（ただし、算入できるＣＰＤ単位は１人当たり 30 単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、規則第７条の３第３号若しくは第 18 条の３第２項第１号に規定する者又は１級若しくは２級の第一検定に合格した者（第 18 条の３第２項第１号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

なお、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者のうち、別紙二技術職員名簿に記載がない者のＣＰＤ取得単位数について、別添様式１０に記載の上、提出する。

11　[5][0]「技能者レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前３年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価基準により受けた評価（以下「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の３年前の日において受けている評価の区分より１以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者」の欄は、審査基準日において審査基準日以前３年のうちに建設工事の施工に従事した者であって第 14 条の２第２号チ又は同条第４号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日の３年前の日以前に認定能力評価による評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

なお、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者の、審査基準日以前３年間における技能者レベル向上の有無の状況について、別添様式１１に記載の上、提出する。

12　[5][1]「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定（１段階目）」を受けている場合は「１」を、「えるぼし認定（２段階目）」を受けている場合は「２」を、「えるぼし認定（３段階目）」を受けている場合は「３」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「４」を、いずれの認定も受けていない場合は「５」を記入すること。

13　[5][2]「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「１」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「２」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「３」を、いずれの認定も受けていない場合は「４」を記入すること。

14　[5][3]「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「１」を、受けていない場合は、「２」を記入すること。

15　[5][4]「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前１年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「１」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「２」を、いずれにも該当しない場合は「３」を記入すること。

注　国土交通大臣が定める建設工事とは、

① 日本国内以外の工事

② 建設業法施行令第一条の二第一項に定める軽微な建設工事（工事１件の請負代金の額が５００万円（建築一式工事の場合は１，５００万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち面積が１５０㎡に満たない木造住宅を建設する工事）

③ 防災協定に基づく契約又は既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策

となります。

注　必要な措置とは

ＣＣＵＳ上での現場・契約情報の作成及び登録、かつ、ＣＣＵＳ上に直接入力によらない方法※で就業履歴を蓄積できる体制を整備すること

※直接入力によらない方法とは就業履歴データ登録標準ＡＰＩ連携システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等を指します。

注　以下の①～②をそれぞれ持参してください。②は提出となります。

①　ＣＣＵＳ上で登録していることが確認できるもの
→ＣＣＵＳで出力できる帳票「3-1 事業者情報」等

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式１２　Ｐ９６参照）
※件数欄は元請工事について記入してください。
※軽微な工事及び災害応急対策でも当該措置を実施した場合は措置実施工事に計上してください。

16　5 5「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成 23 年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

注　建設業許可申請書等により「初めて許可（登録）を受けた年月日」が確認できなければ書類により確認できる期間が営業年数になります。

営業年数は、建設業法による建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた期間を指します。営業年数の計算は日数単位まで行い、その結果、1 年に満たない月数以下を切り捨てて記入します。なお、休業等期間欄は、１月未満の期間がある場合は、これを切り上げて記入します。

再生期間中（手続開始決定日から手続終結決定日まで）は、一律マイナス６０点（「営業年数」評価の最高点）を減点し、再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタートとなります。

17　5 6「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成 23 年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。

18　5 7 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第２条第１項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

注　防災協定とは、災害時における建設業者の防災活動について定めた建設業者と行政機関等との間の協定をいいます。（協定そのものが、事実上の請負契約や期間委託契約とみなされるようなものを除く）

この項目は、審査基準日において国、特殊法人等（Ｐ69 に掲げるものに限る。以下同じ）又は地方公共団体との間に防災協定を締結しているものについて加点対象となります。行政の支援を受けた組織（例：学区防災安心まちづくり委員会等）との間で締結した協定については加点対象とはなりません。

社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の証明書（Ｐ79 参照）等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合について加点対象となります。

19　5 8「営業停止処分の有無」の欄は、審査基準日直前１年以内において、法第 28 条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

20　5 9「指示処分の有無」の欄は、審査基準日直前１年以内において、法第 28 条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

注　項番5 8及び5 9は、営業の停止ならびに指示の処分を受けた日が、審査基準日直前１年以内に含まれる場合、「１」を記入してください。

21　6 0「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「１」を、会計参与の設置を行つている場合は「２」を、第 18 条の３第３項２号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講したものであって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しない者又は第 18 条の３第３項第２号二に該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「３」を、いずれにも該当しない場合は「４」を記入すること。

注　「監査の受審状況」については、次に掲げるいずれかの場合に加点対象となります。

①　会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合

②　会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合

③　建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む）をいい、労務者

（常用労務者を含む）又はこれに準ずる者を除く。以下同じ。）のうち、経理実務の責任者であって、規則第 18 条の３第３項２号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの又は第 18 条の３第３項第２号二に該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る）が、別添の建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目を用いて経理処理の適正を確認した旨を様式４（Ｐ80～84 参照）の書類に、自らの署名を付して提出している場合

なお、③については、二級登録経理試験の合格者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始日から起算して５年を経過しない者又は二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しない者は該当しません。

22 6 1「公認会計士等の数」及び6 2「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、規則第 18 条の３第３項２号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの及び第 18 条の３第３項第２号二に該当する者の人数の合計を記入すること。二級登録経理試験合格者の数については、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの又は第 18 条の３第３項第２号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。

注　この項目は審査基準日における建設業に従事する職員のうち、上記に該当する者の数を計上すること。建設業に従事する職員とは、恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に定めることなく常時雇用されている者が対象です。技術職員同様、常勤性を確認出来る書類もご持参下さい。

・　申請時直近の健康保険及び厚生年金標準報酬額決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額決定通知書の写し

※　いずれかの書類がそろわない場合は、個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認できるもの（審査基準月を含む６ヶ月分をご持参ください。）

※　必要に応じて、事業所名が記載されている雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写しの持参を求める場合もあります。

平成 17 年度までに行われた（財）建設業振興基金の一級及び二級建設業経理事務士試験に合格した者についても従来どおり加点対象となります。ただし、登録経理講習を受講した者で受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しない者に限ります。

23 6 3「研究開発費（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（２期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

注　研究開発費を計上できるのは、会計監査人設置会社のうち、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合に限られます。

事業年度を変更したため審査対象年度及び前審査対象年度に含まれる月数が２４か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合など、決算期が１２か月に満たない場合等の換算方法は完成工事高と同じ要領で算出してください（Ｐ52～58 参照）。

24 6 4「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第１項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第１項第４号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第 13 条第３項第 34 号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第７第４号に掲げる締固め用機械並びに同表第６号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

注　①、②、③をそれぞれ持参してください。③は提出となります。

① 保有状況確認書類

●所有の場合 →売買契約書（注文書控え及び請書）の写し、又は譲渡契約書の写し

前回経審受審時に記載がある建設機械については、添付不要です。上記書類が無い場合は、次のいずれかでも可とします。譲渡証明書、領収書、納品書、市町村へ申告する償却資産の種類別明細書（以上の書類は写しでも可）、確定申告書に添付の減価償却明細書、自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）の写し（ダンプ車で、「所有者」「使用者」がともに申請者の名義であり、「登録年月日／交付年月日」の欄が審査基準日以前の日付となっているもの。）、売買証明書（様式８ P88、89 参照）等。（いずれも建設機械のメーカー名、型式等が特定できる場合に限るものとします。）

●リースの場合 →リース契約書の写し（審査基準日から将来に渡って１年７ヶ月以上の使用期間の記載があるもの）

審査基準日から将来に渡って１年７ヶ月以上の使用期間が確保できていない場合でも、期間満了時の取り扱いに係る文言等が記載されていれば、評価対象となることがあります。（リース契約書に記載がなく、付属の約款等に記載されている場合などを含む）

例１ リース期間満了日の〇日前までに甲（リース元）乙（リース先）協議の上、契約の更新または返却のいずれかを選択できるものとする。

→契約書内に、リース期間満了後に契約期間の更新が行えることが明示してあり、確実に１年７ヶ月以上使用する予定の場合は評価対象とする。※契約書に更新できる旨が記載してあっても、リース契約更新の予定がない機械を含めることはできません。

例２ リース期間満了後は、乙（経審申請者）において、当機械を買い取るものとする。

→評価対象とする（確実に買い取る予定であることが前提）。

② 建設機械に係る定期検査の実施を確認する資料の写し

定期検査確認資料の写しは、有効期間に審査基準日を含むものとしてください。審査基準日で有効な検査結果がない場合、評価対象にはなりません。なお、自動車検査証については、検査のたびに更新され、更新前の原本を保存しないため、自動車検査証の有効期間の満了日と初度登録年月との間に審査基準日が含まれていれば加点対象とします。

新規の機械（新車）については、購入日から（又は初回リース開始日から）審査基準日までの間に検査の期日が来ていない場合は定期検査の確認資料の写しは不要ですが、対象機械であることを確認できる書類（カタログ等）を提示してください。

③ 建設機械保有状況一覧表（様式９ P90、91 参照）

審査は評価対象となる１５台分のみ行いますので、一覧表にも１５台分まで作成して下さい。

※発注部署が経審結果通知書に印字された台数を使用する場合も考えられますので、申請書には、所有又はリース契約による実数を記入してください。

※地域防災への備えの観点から評価項目とするものであるため、海外で保有する建設機械については評価対象とはなりません。

※共同利用及び共有の場合、申請者が専ら使用できることが明確となっていないと、評価対象とはなりません。よって１台の建設機械を複数の申請者が申請することは出来ません。

※ブルドーザーの自重及びトラクターショベルのバケット容量等、定期検査の実施を確認する資料では、評価対象機械の判別が出来ない場合は、予めカタログ等をご準備下さい。

25 6 5「エコアクション２１の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション２１の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合は除く。）は「１」を、取得していない場合は「２」を記入すること。

26 6 6「ＩＳＯ９００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第９００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合は除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入すること。

27 6 7「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第１４００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合は除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入すること。

注 項番6 5 6 6及び6 7は、認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所での認証となっている場合（特定の事業所毎の認証ではあるが、合計したら会社単位となる場合を除く）は、評価対象となりません。

注 項番6 6及び6 7の、認証機関は、財団法人日本適合性認定協会（ＪＡＢ）又は同協会と相互認証している審査登録機関です。

ＩＳＯの登録を証明する書面が外国語の場合は、日本語のものを用意してください（記載事項の内、少なくとも「事業所名、所在地、認証範囲、対象事業所、有効期間」について確認ができるもの）。

別紙二

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている技術職員について申請してください。

技　術　職　員　名　簿

必ず審査対象となる業種分のみ記入する。

項番数 8 1　　3 0 0 5 頁

右詰めで記入する（余白は「0」で埋める）。**技術職員がゼロの場合でも必ず記入すること。**

審査基準日以前で一人当たりが取得したCPD単位数を記載 **計算方法はP111、112参照。一人当たり上限は「30」**

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	**審査基準日時点で有効なもの**（申請日において最新のものではありません）を記入する。先頭の0は省略しない。	CPD単位取得数
1	○	愛知　一郎	平成4　年　5　月　3　日	32	82	09 230	2					
2		豊田　二男	昭和62　年　10　月　6　日	37	82	011 113	1	05	113	1	00000000685	30
3		豊橋　三夫	昭和58　年　11　月　4　日	41	82	012 144	2	09	123	2		30
4	○	一宮　四美	昭和46　年　4　月　3　日	53	82	011 441	1	09	230	2	00000012345	
5		岡崎　五郎	昭和34　年　12　月　24　日	65	82	092 652	2	13	002	2		
6			年　月　日	67								
7			年　月　日	69								
8			年　月　日									
16			年　月									
17			年　月									
18			年　月									
28			年　月　日		82							
29												
30			年　月　日		82							

審査対象事業年度内に新規に技術職員となった場合は○を記入します。

審査基準日現在の満年齢を記載します。
若年から年齢順もしくは、確認資料（健康保険及び厚生年金標準報酬額決定通知書）の記載順に記載します。

◎「業種コード」・「有資格区分コード」について

・「業種コード」と「有資格区分コード」が対応していない場合、加点とはならないので注意してください。
（詳しくはP62～67の別表（四）（五）をご覧ください。）
・1つの業種について、2つの資格で申請することは出来ません。
（例　管工事（09）→ 2級管工事(230)・配管工（1級）(176)）

◎「講習受講」欄について
申請する業種について、次の①から③の要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。
① 法第15条第2号イに該当するものであること（**P62～P66別表（四）で5点となっている資格**）
※ 現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価にはなりません。
② 審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること
③ 法第26条の6から8の規定による講習（監理技術者講習）を、審査基準日より前の日付かつ講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年以内に受講していること。

【技術職員名簿記載対象者】

・許可を受けた建設業に従事する技術職員は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者が対象です。
　ただし、高年齢者雇用安定法による継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下に限る）は雇用期間が限定されても技術職員として含めます。
　なお、技術職員に該当する方は、建設業に従事する職員のうち、以下のとおりです。
　イ　法人の場合
　　・役員（非常勤を除く。また、監査役も除く。）
　　・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている方（パート、アルバイト等これに準ずる方を除く。）の合計数
　　・出向者の場合、出向契約書または出向協定書等の出向の事実が確認できる書類をあわせて持参してください。

　ロ　個人の場合
　　・事業主及び支配人（非常勤を除く。）
　　・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている方（パート、アルバイト等これに準ずる方を除く。）の合計数

※「技術職員名簿」の確認がしやすいよう、恒常的雇用関係の確認できる資料の順番を整理してお持ちください。

持参書類については次のページをご覧ください。

技術職員名簿等の添付資料について

評価対象となるのは、審査基準日以前から６ヶ月を超える恒常的雇用のある方です。確認書類がそろう場合でも、一部を除き（※）雇用期間が限定されている方は対象となりません。パート・アルバイトの方等は含みません。

※高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者（65 歳以下に限る）は、雇用期間が限定されていても、恒常的雇用関係がある者とみなして、評価対象に含めます。

確認資料は

・審査基準日６ヶ月超前からの雇用の確認書類

・審査基準日現在の常時雇用の確認書類

の２種類です。

〇確認資料については、原則として別の確認方法とすることはできませんので御注意ください。必要書類が揃わない場合、技術職員名簿等から削除していただくことになります。

【審査基準日６ヶ月超前からの雇用の確認書類】

※連続して経営事項審査を受審している方で、前回の申請時に記載がある技術職員等については添付不要です。

＜①から順に確認をして、最初に当てはまった資料＞

①「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し

「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し（申請時直近分＋前年度分）

「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し

のいずれか

②「厚生年金保険 70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」の写し

（申請時直近分＋前年度分）

「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」の写し

（申請時直近分＋前年度分）

のいずれか

③給与支給明細書（源泉徴収簿）の写し

出勤簿の写し

のいずれか

（雇用日から審査基準日までの期間が６ヶ月超であること）

●新規発行終了後も有効期限前の健康保険被保険者証の写しは確認書類として用いることを可能とします。

【審査基準日現在の常時雇用の確認資料】

＜次の①とし、①が発行されない方は②又は③とします＞

※①が発行されているにも関わらず、紛失等により準備できないため、②や③を確認資料とすること等は認められません。

①申請時直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し

②申請時直近の「厚生年金保険 70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」の写し

③申請時直近の「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」の写し※住民税特別徴収税額を行っていない技術者については、個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認できるもの（雇用日から審査基準日までの期間が 6 ヶ月超であること）

●【審査基準日以前に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料】、【審査基準日現在の常勤性の確認資料】が同様の確認資料になる場合もあります。

その他の確認資料

〇出向者であることの確認資料

出向者については、出向契約書、出向協定書等を提示してください。

〇高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者（６５歳以下に限る）の確認資料

・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式７）（提出）

・常時１０人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則または労働協約の写し

※平成 29 年より、65 歳以上の従業員も雇用保険の加入対象となっています。対象の技術職員等の加入漏れにご注意ください。加入すべき保険が未加入だと、加点対象になりません。

別紙二〔技術職員名簿〕の記載要領（建設業法施行規則より）・注意事項

1　この名簿は、0 4「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第 18 条の３第２項第１号から第３号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。

2　□ □ □ □で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。

3　8 1「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が３枚目であれば0 0 3、12 枚目であれば0 1 2のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

4　「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。

5　「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。

注　満年齢が上がるのは誕生日の前日のため、誕生日が審査基準日の１日後の方は審査基準日時点で年齢が上がっていることになります。

6　「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から２つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
1	土木工事業	9	管工事業	17	塗装工事業	25	建具工事業
2	建築工事業	10	タイル・れんが・ブロック工事業	18	防水工事業	26	水道施設工事業
3	大工工事業	11	鋼構造物工事業	19	内装仕上工事業	27	消防施設工事業
4	左官工事業	12	鉄筋工事業	20	機械器具設置工事業	28	清掃施設工事業
5	とび・土工工事業	13	舗装工事業	21	熱絶縁工事業	29	解体工事業
6	石工事業	14	しゅんせつ工事業	22	電気通信工事業		
7	屋根工事業	15	板金工事業	23	造園工事業		
8	電気工事業	16	ガラス工事業	24	さく井工事業		

7　**「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）**（「技術者資格区分コード及び業種別技術者点数表」Ｐ62～66 参照）**及び別表（五）**（Ｐ67 参照）**の分類に従い、該当するコードを記入すること。**

注　有資格区分コード「003」及び「004」については国土交通大臣の認定書の提示により、また、「703」及び「704」については「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写しの提示により確認します。

8　**「講習受講」の欄は、法第 15 条第２号イに該当する者が、法第 27 条の 18 第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第 26 条の６から第 26 条の８までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。**

9　「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第 27 条の 18 第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

10　「ＣＰＤ単位取得数の欄は第７条の３第３号若しくは第 18 条の３第２項第１号に規定する者又は１級若しくは２級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から１年以内に取得したＣＰＤ（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるＣＰＤ単位数は一人当たり 30 単位を上限とする。）を記載すること。

よくある間違い

退職者の取り扱いについて
・審査基準日当日に退職した方も記載できる
（審査基準日以後に退職した方も記載できる）

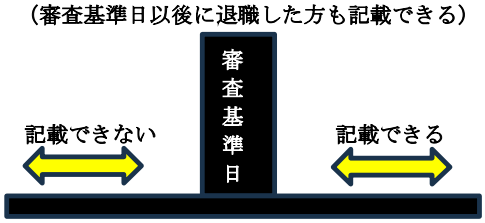

・項番 16 で選択（申請）していない業種は記載不可
（＝申請業種以外の業種については、資格を有していても、記載できません。）
・１つの業種について、２つの資格を申請することはできません。
※非常に多い間違いです。提出前に必ず確認してください。

講習受講について、１（あり）とできるのは、以下の要件を満たす場合
①1 級の資格を有し
②審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付があり
③講習の有効期間が切れていないこと